

論 説

核兵器不拡散条約体制の起源

黒 沢 満

目 次

まえがき

一 諸提案の内容と経過

二 核兵器拡散防止の位置づけ

三 権利義務関係

四 核兵器国対非核兵器国——義務のバランス

五 核兵器国対非核兵器国——イニシアティブの問題

む す び

## ま え が き

現代軍縮国際法の形成は、戦後の軍縮交渉の成果として、さまざまな国際文書その他を通じて行なわれてきているが、具体的成果を生み出すのは一九六〇年代に入ってからである。一九六三年の部分的核実験禁止条約、一九六七年のラテンアメリカ核兵器禁止条約および一九六八年の核兵器不拡散条約など一九六〇年代の成果は核兵器に関するものであり、部分的核実験禁止条約が実質的には核兵器国による核開発を防止せず非核兵器国の核開発を防止するという機能を果たしたことにより、これら一九六〇年代の軍縮国際法の内容は核兵器の拡散防止であつたと言つてよい。さらに一九七〇年代以降の米ソを中心とする軍縮交渉および若干の成果も、核兵器不拡散条約第六条の履行として理解することができる。したがつて現代軍縮国際法を核兵器不拡散条約体制という大きな枠組の中でとらえることが可能となる。

本稿の目的は、現代軍縮国際法の大きな枠組と考えられるこの核兵器不拡散条約体制の起源を明らかにしようとするものである。具体的には一九五〇年代後半から一九六〇年代前半にかけての諸提案および議論を、主として核兵器国と非核兵器国との対立という側面から検討することにより、その後実際に形成されていく核兵器不拡散条約体制に大きな影響を与えることになつたその出発点を明確にしようとするものである。

一九五七年にラバツキー案が、一九五八年にアイルランド提案がそれぞれ初めて提出され、さらに一九六一年にスウェーデン提案も出された。アイルランド提案およびスウェーデン提案は一九六一年にそれぞれ国連総会決議1665 (XVII) および1664 (XVII) として採択されている。Veaa はこれら三つの提案の関係について、ポーランド

のイニシアティブおよび核兵器拡散防止の必要の一般的承認が、アイルランドおよびスウェーデンに核クラブの入口を閉める提案を提出する動機を与えたのであると説明している。<sup>(2)</sup> 本稿ではこれらの三つの提案を中心に検討を行なうのであり、まず第一にこれらの諸提案の内容および経過を明らかにし、次にこれらが提出されることになった背景および動機などを中心に核兵器拡散防止の位置づけの問題を検討し、第三にそれぞれの提案の権利義務関係とその特徴を明確にし、第四にそれらの提案を主として核兵器国と非核兵器国の義務のバランスという側面より考察し、第五にさらに核兵器国と非核兵器国との対立をイニシアティブの側面から検討を加えることにより、この核兵器不拡散条約体制の起源をさまざま側面から明らかにする。その後の現代軍縮国際法の形成はこの時期における議論に大きく依存しているものであり、本稿における研究は現代軍縮国際法の形成および発展の出発点の研究であると考えられる。

(1) 核兵器拡散防止、核兵器不拡散、非核兵器地帯、核兵器不配備などの概念については、拙稿「核兵器不拡散および非核兵器地帯の法的概念」『法政理論』第一三巻第三号（一九八一年三月）一五六—一八二頁参照。

(2) Unto Vesa, "Nuclear-Weapon-Free Zones as a Non-Proliferation Measure," in *International Detente and Disarmament: A Collection of Articles by Finnish and Soviet Scholars*, 1977, p. 71.

## 一 諸提案の内容と経過

核兵器拡散防止に関する議論は、ラパツキ案、アイルランド提案、スウェーデン提案を中心に行なわれたのであり、核兵器拡散防止の必要性が認識され始めるのは一九五〇年代の後半である。

この問題が個別的な措置として重要性をもってくる第一の背景は、核兵器国による核軍備の増強とそれに伴うヨーロッパ地域への核兵器の配備である。特に西ドイツに核兵器を配備するという決定がラバツキ案提出の直接の原因となつていと考えられるし、アイルランド自身も同盟国への核兵器の移譲の可能性に言及している。これらは同盟国間での核兵器の移譲および受領の問題であり、さらに核兵器の配備にかかわってくる問題である。

その第二の背景は、原子力平和利用の発展に伴い、核兵器開発の技術的情報が間接的であれ多くの国に拡がることにより、米、ソ連、英国のほかに新しい核兵器国が出現する可能性がでてきたことである。たとえば一九六〇年一月に発表された研究は、潜在的核兵器国に関し、第一グループに近い将来に核兵器を製造できる国として、高度に工業化され原子炉を稼働させているかその計画がある国という条件から、ベルギー、カナダ、中華人民共和国、チェコスロバキア、フランス、西ドイツ、東ドイツ、インド、イタリア、日本、スウェーデン、スイスの十二国を挙げ、第二グループに経済的に可能で技術的にもかなり能力はあるが第一グループより科学者の面で少し劣る国として、オーストラリア、オーストリア、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、オランダ、ポーランド、ユーゴスラビアの八国を挙げ、第三グループとして経済的には可能だが工業資源および科学者の面でさらに劣る国として、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、ノルウェー、スペイン、南アフリカの六国を挙げている。<sup>(1)</sup>

## (一) ラバツキ案

一九五七年一〇月二日、国連総会本会議の一般演説において、ポーランドの外務大臣ラバツキ (Rabacki) は、大国の軍隊が通常兵器から核兵器に変えられつつあること、他の国が核兵器を所有する危険が増大していること、西ドイツがヨーロッパの中央で核火薬庫になることは許されぬこと、ヨーロッパに集団的安全保障のシステ

ムが創設されるまでその究極の目標に向けられた部分的な措置を支持すること、西ドイツ軍隊に核兵器を装備する計画が間近にあるがそれは不可避的に国際緊張を悪化させるのでそのような状況を防止すべきことを考慮しつつ、以下の声明を行なった。

ポーランドの安全保障およびヨーロッパの緊張緩和のため、ワルシャワ条約の他の当事国と協議の後、ポーランド人民共和国政府は以下の通り宣言する。もし二つのドイツ国家がそれぞれの領域において核兵器の生産および貯蔵の禁止を実施することに合意するならば、ポーランド人民共和国はその領域において同様の禁止を同時に行なう用意がある。<sup>②</sup>

同日チェコスロバキアはこの非核兵器地帯に参加する意思があることを明らかにし、東ドイツも一〇月四日にポーランド提案の支持を表明した。

上述の宣言は、さらに詳細かつ具体的な提案として、一九五八年二月一日にポーランドより提案され各国家に送付された。その主な内容は以下の通りである。

I この提案された地帯には、ポーランド、チェコスロバキア、ドイツ民主共和国およびドイツ連邦共和国の領域が含まれる。その領域においては、核兵器は製造されないし貯蔵されない。核兵器使用のための装置および設備はここに配備されない。この地帯の領域に対する核兵器の使用は禁止される。

## II 義務

1 地帯に含まれる国家——自国が使用するための核兵器を製造、維持、輸入しない義務。その領域に核兵器の配備を許可しない義務。核兵器使用のための装置および設備を設置せず、その領域に許可しない義務。

2 四大国（米ソ英仏）——(A)地帯の国家領域に駐留している軍隊に核兵器を装備しない義務。核兵器使用のための装置および設備をこれらの国家領域に維持せず設置しない義務。(B)核兵器並びに核兵器使用のための装置および設備をこの領域の政府または他の機関に移譲しない義務。

3 核兵器国——地帯の領域に対して核兵器を使用しない義務。

4 地帯に軍隊を駐留させている他の国家——2と同じ義務。

### Ⅲ 義務の履行確保（Ⅰ—1、2、4に関して）

1 地上および空中管理から構成され、十分な管理所が設置される。

2 完全な管理機構が設置される。

### Ⅳ 義務の具体化の形式

1 これらの義務は国際的義務の性格をもつ四つの一方的宣言という形式で具体化される。

2 大国の義務は相互的文書または一方的宣言の形式で具体化される。

3 その他の国の義務は一方的宣言の形式で具体化される。<sup>(3)</sup>

このラパッキ案に対し西側諸国は強い反対の姿勢を示し、たとえば米国は、「その提案は範囲が狭すぎるので、核戦争の危険を減少させることはできないし、ヨーロッパの安全保障の信頼しうる基礎とはならない」と述べつつ、この案に対する反対の中心的理由として、「他の種類の制限なしに、ポーランド政府が示している領域から核兵器を排除することに限定している協定は、たとえ査察が可能だとしても、ソ連軍が大規模に広く配備されている点からして西ヨーロッパ諸国の安全保障を害するであろう」と回答している。<sup>(4)</sup>

このような西側諸国の強い反対に遭遇し、ポーランドは西側諸国の見解を考慮しつつ一九五八年一月四日に二段階より成る第二次案を示した。まず第一段階では、ポーランド、チェコスロバキア、ドイツ民主共和国およびドイツ連邦共和国の領域での核兵器の生産が禁止され、またその地帯内においてまだ核兵器を所有していない軍隊に核兵器を装備することおよびそのための関連設備を建設することが禁止される。それと同時に適切な管理措置が導入される。第二段階は通常兵力の適切な縮小に関する話し合いから始まり、その縮小はこの地帯の完全な非核化と

同時に履行されることになっており、ここでも適切な管理措置が導入される。ラバツキーは以上の提案を示しつつ、第一段階は地帯内における核軍備の凍結にあたと述べ、全体として、「この修正案は、我々のイニシアティブに関連してその見解を表明した多くの西側の政治家の態度から引き出された提案および結論に合致するものである」とその主旨を説明している。<sup>(6)</sup>

この提案に対しても西側諸国は反対を表明し、米国は主要な反対理由として、(1)提案されている措置はソ連に存在する核兵器に言及していない。ソ連のスポークスマンはソ連に存在する核兵器を西ヨーロッパに対して使用するとの威嚇を繰り返している。(2)したがってこの計画は重大な軍事的不均衡となる。(3)その結果、それは進歩であるような幻想を創り出す、世界の平和を維持するのに役立つのではなく、本当は世界の平和を危険にさらすものである、と述べている。<sup>(6)</sup> 同様に Burns は、ラバツキー案はワルシャワ条約諸国に一方的な利益を与えるものであるから、NATO 諸国には受諾できないものであったと述べつつ、その理由として、ワルシャワ条約諸国は通常兵力で極めて大きな優越性を維持している、NATO 諸国は侵略を防止するために「戦術」核兵器に依存せざるを得ないことを挙げ、後に修正されたラバツキー案もいくらか改善されているが、この基本的な欠陥を取り除いていないと主張している。<sup>(7)</sup> このように西側諸国は、これらの提案に関して真剣に議論を行なうことに興味を示さなかった。<sup>(8)</sup>

## (二) アイルランド提案

アイルランド外務大臣 Aiken は、一九五八年九月一九日の第一三回国連総会本会議での一般演説において、大衆が核実験停止に向けて動いている時に小国が核兵器を製造し実験しさらに使用し始めることになれば悲劇的であ

ると考え、核兵器を現在のメンバーに制限することは、いわゆる核クラブの現在のメンバー（米ソ英仏）の利益であると共に、我々すべての利益であると述べ、さらにその第一歩としてそのための国際協定が必要であることを主張した。その協定は、核クラブの外にある国に対しては、核兵器を製造または購入しないこと、あるいは供給されたり所有したりしないことを恒久的な条件として受け入れることを要請し、核兵器を所有している国に対しては核兵器をいかなる国にも供給しないことを要請するものであり、国際協定は核兵器を所有していない国が核兵器を放棄することを約束するだけでなく、さらにその平和目的のための核開発に国連の監視を受け入れることを内容とする<sup>(6)</sup>と主張した。

アイルランドはその後一〇月一七日に第一委員会において、核兵器の拡散に関する決議案（A/C.I/L.206）と、核実験停止に関する決議案に対する修正案を提出した。決議案の内容は、軍縮の分野における国連の目的は……：原子、水素その他の大量破壊兵器の禁止に関する一般協定であることを承認し、「核兵器保有国の数が増大するといふ危険が存在すること、そしてそれは国際緊張を悪化させ、世界平和の維持の困難さを増大すること、その結果前項で予定されている全面軍縮協定の達成を一層困難にすることをさらに承認し」、核兵器の一層の拡散に固有な危険を研究し、総会第一四会期にこれらの危険を防ぐための適切な措置を勧告するためのアドホック委員会の設置を決定する、というものであった。この決議案が要請している具体的措置はアドホック委員会の設置であるが、アイルランドの主要な目的は核兵器の拡散の危険を一般に承認させることにあつたため、後にアイルランドはそれに関する第二項のみを分離し投票に付すことを要請し、この第二項は賛成三七反対〇棄権四四で採択された。アイルランド代表は、この条項に対して反対票が全くなかつたことに感謝を表明し、この条項の内容を取り扱ういかなる特別な方法も要請したくないと述べ、決議案を撤回した。



他方、核兵器をすでに実験した国家間の交渉において、これらの国は核兵器実験停止に関して早期に合意に達するためあらゆる努力をなすよう要請している決議案 (A/C.1/L. 205) に対するアイルランドの修正案は、これらの交渉が行なわれている間およびそこから生じるかもしれない実験停止の期間の間、これらの交渉に参加する当事国 (米ソ英) に対し他の国家に核兵器を供給しないことを要請し、さらに現在核兵器を生産していないすべての国家に対し核兵器の製造を行なわないことを要請するものであった。しかしアイルランドはその後、核兵器拡散の制限の問題を核実験停止の問題から分離した方が賢明であると考え、この修正案を撤回した。

一九五九年の第一四回国連総会において、アイルランドは新しい議題として「核兵器の広汎な拡散の防止 (Prevention of the Wider Dissemination of Nuclear Weapons)」を要請し、その議題の下で決議案 (A/C. 1/L. 235/Rev. 3) を提出した。決議案は前文に昨年の第一委員会採択された条項、すなわち核兵器拡散の危険が存在することの承認を規定し、本文では、一〇カ国軍縮委員会に対し、その審議過程において、核兵器を生産している国は核兵器を所有しないいかなる国に対しても核兵器の管理を移譲せず、核兵器を所有していない国は核兵器を製造しないという、査察と管理に従った国際協定の可能性も含め、この危険が防止される適切な方法を審議するよう要請している。

この決議案の内容は、核兵器の拡散の危険を認めるとともに、一〇カ国軍縮委員会に対しこの危険が防止される適切な方法を審議するよう要請している手続的なものである。その方法の一つとして国際協定の可能性が言及されており、決議案は国際協定を唯一の方法としているわけではないが、アイルランドの意図は明らかに国際協定によりこの問題を解決しようとするものであった。<sup>(10)</sup> さらにこの国際協定は、「査察と管理に従う」ことになっている。

しかしソ連は、「提案された措置は、実際、核戦争の危険の減少に向けての措置を示しているようには見えな

い。当該の条項は、国家が自国領域外に核兵器をもつことの禁止、そのような核兵器の違法化と貯蔵の廃棄、外国基地の除去、『非核』地帯の設置に言及さえしていない。これらの問題は核兵器の広汎な拡散が防止されるためには解決されなければならないものである。アイルランドにより提出された不完全な提案は危険な幻想を創り出すだけである<sup>(11)</sup>と非難し、アイルランド提案とは異なった核兵器拡散防止の概念を主張している。この決議案は賛成六八反対〇棄権一二(ソ連、東欧諸国、フランスを含む)で採択され、総会決議 1380 (XIV) となった。

一九六〇年の第一五回国連総会においてもアイルランドは核兵器の広汎な拡散の防止に関する決議案を提出したが、それには日本、ガーナ、メキシコ、モロッコが共同提案国となり五カ国決議案 (A/C. 1/L. 235/Rev. 1/Add. 1-3) となった。決議案は前文において、総会は核兵器の拡散の危険を承認し、一〇カ国軍縮委員会がこの問題を検討しなかつたことを遺憾とし、核兵器拡散防止のための国際条約が必要であると信じ、さらにその条約の締結まで一時的な自主的措置が望ましいと信じ、本文において以下のように規定していた。

- 1 すべての政府に対し、核兵器の広汎な拡散の防止に関する恒久的な協定に達するためあらゆる努力をなすよう要請する。
- 2 核兵器を生産している国に対し、そのような恒久的協定の交渉の間の一時的な自主的措置として、核兵器を所有しないか  
なる国に対しても核兵器の管理を移譲しないこと、その製造のため必要な情報を与えないことを要請する。
- 3 核兵器を所有していない国に対し、同様の一時的な自主的基礎に立ち、核兵器を製造しないことおよび核兵器をその他の方法で取得しようと試みないことを要請する。

この決議案の内容は、アイルランドがその提出に際して、「新しいテキストはある一点で以前の決議よりもさらに進んでいる。すなわちそれは、核兵器国に対し、非核兵器国に核兵器もしくはその製造に必要な情報を与えないという意図を即時に表明するよう要請しているし、それはまた非核兵器国に対し、一時的措置として核兵器を製造

せずまた取得しないという意図を即時に宣言するよう要請している<sup>(12)</sup>と述べているように、核兵器拡散防止協定作成の要請とともに、協定作成までの間モラトリアムを要請するものである。

この決議案に対しては、モラトリアムという方式に関して西側諸国から強い反対が表明された。たとえばイタリアは「我が国は、軍縮の技術的な問題の純粋に宣言的な解決に関して、また管理を伴わない一時的な事実上のモラトリアムに関しては常に留保を表明してきた。そのような解決は必要とされている究極的な目的と矛盾するものであり、政治的侵略者の機会を増大するだろう<sup>(13)</sup>」と非難している。しかしこの決議案は賛成六八反対〇棄権二六（米、フランス、他のNATO諸国を含む）で採択され、総会決議1576（XXV）となった。

一九六一年の第一六回国連総会において、一年前の決議の採択時よりこの問題に関して何らの進展もなかったのに、アイルランドはまた決議案（A/C. I/L. 289/Rev. 1）を提出した。決議案は前文で核兵器の拡散の危険および協定の必要を述べた後、本文で以下のように規定している。

1 すべての国家、特に現在核兵器を所有している国家に対し、核兵器国は核兵器を所有していない国に対して核兵器の管理を移譲せず、またはそれらの製造に必要な情報を与えないことを約束する諸条項、並びに核兵器を所有していない国家は核兵器を製造せず、または他の方法で核兵器の管理を取得しないことを約束する諸条項を含んだ国際協定の締結を確保するため最大の努力をなすよう要請する。

2 すべての国家に対し、この目的に協力するよう要請する。

この決議案は核兵器不拡散条約の締結に向けての努力を要請するとともに核兵器不拡散の法的概念をさらに明確にしている。以前にはアイルランド提案が核兵器の配備の問題を取り扱っていないことに不満を表明していた社会主義国も、「アイルランド決議案は、ある国が核兵器に対する管理は維持しながらもそれを他国に引き渡す場合を

カバーしていない。この重大な欠陥にもかかわらず、アイルランド決議の採択は軍縮問題のより完全な解決に向けての一定の小さな進歩である」と述べ、アイルランド決議案に賛成の意を表明した。その結果この決議案は全会一致で採択され、総会決議 1665 (XIV) となり、この決議が後の核兵器不拡散条約の基本的な権利義務の内容を確立することになった。

### (三) スウェーデン提案

一九六一年の第一六回国連総会において、スウェーデンはオーストリア、セイロン、エチオピア、リビア、スーダン、チュニジア、カンボジアと共に、核兵器の拡散防止に関する決議案 (A/C. I/L. 297 and Add. 1-2) を提出した。決議案は、核実験禁止と核兵器拡散防止の重要性にふれ、非核兵器国の利益と役割を承認し、非核兵器国による行動が核兵器国の協定を容易にすると信じると述べた後、以下のように規定している。

核兵器を所有しない国が、核兵器を製造せずまたその他の方法で取得しないという特別の約束、並びに将来において他国のためにその領域に核兵器を受け入れることを拒否するという特別の約束に喜んで入るような条件に関する調査を行なうべきだという示唆に注目し、

1 事務総長に対し、そのような調査をできるだけ早く行ない、一九六二年四月一日前に軍縮委員会に報告書を提出するよう要請する。

2 軍縮委員会に対し、その報告書に照らして正当だと考えられる一層の措置をとるよう要請する。

3 核兵器国に対し、本決議の履行に関して最大の協力と援助を与えるよう要請する。

この決議案の本文第一項は、事務総長に対して調査を行ない報告するよう要請している手続的なものであるが、

その調査の内容は前文第四項に詳しく示されている。すなわち非核兵器国が核兵器を製造せずまたその他の方法で取得しないこと、並びに非核兵器国が将来において他国のためにその領域に核兵器の受け入れを拒否することである。前半はアイルランド決議に含まれる非核兵器国の義務と同様であるのに対して、後半は他国の管理する核兵器を自国領土に配備させない義務であり、全体として非核兵器地帯の概念に似かよったものである。

スウェーデンは、まず核兵器実験停止との関連で、もし多くの国が「非核クラブ」を形成し核兵器国に圧力をかけるなら、核兵器国は核実験停止に関する合意に到達するのが容易になるだろうと述べ、さらに非核兵器国が核軍備に関与しないこと、核兵器を製造せずまた配備を許さないことを宣言する可能性に言及している<sup>(15)</sup>。また提案の主旨についてスウェーデンは、「この決議案は特にラパツキー案の多くの重要な点を取り上げることによりこの二つの問題(核実験と軍縮の一般問題)の間の結びつきを確立しており、現在の見解の相違を調和するのに役立つであろう。……この決議案の提案国は、ラパツキー案の基礎にある諸原則が普遍的な基礎で適用されるべきことを提案しているのである<sup>(16)</sup>」と述べ、さらに、「もっと包括的な軍縮措置が締結されるまで、核兵器の拡散を防止するための『非核クラブ』の創設のような措置がとられなければならない。……この提案は二つのブロック間の力のバランスを変えよう<sup>(17)</sup>と意図していない。その実際の目的は、現在の核兵器国の行動範囲外で戦争の危険を減らすことである。その点でこれは非核兵器地帯の概念に似ている」と述べているように、この決議案は、非核兵器国の自主的な行動により、核兵器の製造および受領の禁止並びに核兵器の配備の禁止を確立し、非核クラブとして一つのグループを形成し、核兵器国に核軍縮に向けての圧力をかけようとするものである。

この決議案に対しては西側諸国の強硬な反対が存在し、たとえばフランスは、「核兵器の拡散防止のために考えられたこの決議案は、……現在の国際状況をあまり考慮していない。これらは軍縮を促進しないし、国家の紛争を

防止しないし、世界の緊張を緩和しない<sup>(18)</sup>」と非難し、米国も、「提案された方法が最善であるとは考えていない。この方法は現在の世界的危機の状況において作られた防衛取決めの本質そのものに関係している。……核兵器をもたない国家が他国からそれを受け入れる可能性を強調することにより、このテキストは現在の防衛取決めに傷つけている。……この決議案は、必要な場合には核兵器の使用の権利をも含む集団的自衛のために結合する自由主義国の権利を疑問視しているように思える<sup>(19)</sup>」と述べ、強い反対の意を表明している。

西側諸国の強い反対に遭遇しながらも、決議案それ自体は賛成五八反対一〇棄権二三で採択され、総会決議1664(XVI)となった。この決議が要請する調査には、六二加盟国および東ドイツが回答を寄せた。その回答においても、決議案に対する態度と同様に、中立的な諸国および社会主義国はスウェーデン提案に対する支持を表明しているが、米国はじめNATO諸国は強い反対を示している。

- (1) National Planning Association, *The Nth Country Problem and Arms Control*, 1960, pp. 27—28. 40. 41. Leonard Beaton and John Maddox, *The Spread of Nuclear Weapons*, 1962; R. N. Rosecrane (ed.), *The Dispersion of Nuclear Weapons: Strategy and Politics*, 1964. 参照。40. 41. 42. 43. 「第四番目国問題」に關しては David R. Inglis, "The Fourth-Country Problem: Let's Stop at Three," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. XV, No. 1, January 1959, pp. 22—26; Klaus Knorr, "Nuclear Weapons: 'Haves' and 'Have-Not's,'" *Foreign Affairs*, Vol. 36, No. 1, October 1957, pp. 167—178. 参照。
- (2) A/PV. 697, 2 October 1957, para. 136.
- (3) *Documents on Disarmament 1945—1959*, Vol. II, pp. 946—948.
- (4) *Documents on Disarmament 1945—1959*, Vol. II, pp. 1023—1024.

- (5) *Documents on Disarmament 1945—1959*, Vol. II, p. 1218. この文脈よりなる語句は、この語句を正確に理解するために、*Documents on Disarmament 1962*, pp. 201—203.)\*。
- (6) *Documents on Disarmament 1962*, p. 278.
- (7) E. L. M. Burns, "Can the Spread of Nuclear Weapons Be Stopped?," *International Organization*, Vol. XIX, No. 4, Autumn 1965, pp. 851—869. この文脈を正確に理解するために、この語句は、Jerzy Kawalewski, "The Atom-Free Zone and Its Opponents," *Polish Perspectives*, No. 1, May 1958, pp. 11—18 ; G. Zhukov, "An Atom-Free Zone in Europe," *International Affairs (Moscow)*, May 1959, pp. 50—55 ; Manfred Lachs, "Atom-Free Zone in Central Europe," *International Affairs (Moscow)*, August 1959, pp. 19—23 ; 参照。
- (8) Lincoln P. Bloomfield, Walter C. Clemens Jr., and Franklyn Griffiths, *Khrushchev and the Arms Race*, 1966, p. 151.
- (9) A/PV. 751, 19 September 1958, paras. 81—84.
- (10) A/C.1/SR. 1054, 13 November 1959, para. 5.
- (11) A/C.1/SR. 1056, 16 November 1959, para. 24.
- (12) A/C.1/SR. 1120, 1 December 1960, para. 8.
- (13) A/C.1/SR. 1135, 19 December 1960, para. 36.
- (14) Statement by Ukrainian SSR, A/C.1/SR. 1208, 30 November 1961, para. 31.
- (15) A/C.1/SR. 1178, 26 October 1961, paras. 14—15.
- (16) A/C.1/SR. 1196, 17 November 1961, para. 2.
- (17) A/C.1/SR. 1203, 27 November 1961, para. 18.
- (18) A/C.1/SR. 1207, 29 November 1961, para. 36.

## 二 核兵器拡散防止の位置づけ

### (一) 個別的部分的軍縮措置として

一九五〇年代の軍縮交渉は、軍縮委員会の設置とその任務を規定する一九五二年の総会決議 502 (VII) に代表されるように、あらゆる兵力およびあらゆる軍備に関する包括的軍縮すなわち全面軍縮が中心であった。しかしこの全面軍縮交渉に進展がみられなかったことが、これら部分的軍縮措置に関する提案を引き起こした一つの理由である。

ラバツキー案に関して、Lachs は西ドイツへの核兵器の配備に言及しつつ、「これらの危険はもし我々が全面軍縮交渉で前進するならば避けられるであろう。しかし危険が増大する間待っているのは賢明であろうか。時間は過ぎて行く。そこで問題を他の端から始めるという考え——すなわち解決が最も緊急に要求されている地域での地域的な解決から開始し、その後段階的に進んで行くという考え——が生じてきたのである」と、全面軍縮とは異なる新しいアプローチを主張し、さらに、「我々は、我々の努力を現在の進展の傾向を逆行させ、軍備競争を停止させ、より広いより重大な解決のための一つの例——いかに小さくても——を提供するための出発点の一つと見なしている」と述べ、ラバツキー案が全面軍縮の出発点としての部分的軍縮措置であることを明らかにしている。

アイルランド提案も同様な考えに基づいているのであって、一九五八年の提案に際しアイルランド代表は、「核



兵器の拡散ができるだけ早く防止されなければならない二つの緊急な理由がある。第一は全面軍縮に向けての交渉の進展が緩慢であること。第二は、全面軍縮の長い交渉の期間に核兵器の拡散の防止に失敗すれば、全面軍縮に関する交渉をも失敗させるであろうこと<sup>(3)</sup>と述べており、さらに決議案および修正案は、究極的には核兵器の廃棄へと導くような核兵器の拡散の永久的禁止に向けての一つのステップであることを強調している。オーストラリアも、「核兵器を生産しうる国の数が増加することに、核軍縮に関する国際協定を確保するプロセスが複雑になる。もし核兵器の製造と所有が広く拡散するならば効果的な軍縮協定の交渉は実際不可能になるだろうし、履行は全く不可能になるだろう<sup>(5)</sup>」と述べている。

スウェーデンもその決議案の提出に関して、「もし軍縮交渉が再開されてもそれは多分長くかかるだろう。従ってたとえば核兵器の拡散を防止するための『非核クラブ』の創設のような追加的な措置が、もっと包括的な軍縮協定が締結されるまでの間にとられるべきである<sup>(6)</sup>」と、全面軍縮が達成されるまでの部分的措置として考えていることを明らかにしている。これら三つの提案とも、それらの核兵器拡散防止の措置を全面軍縮から切り離し、個別的な措置として取り扱おうとするものであった。

しかしこれらの措置を全面軍縮から切り離して個別的措施として取り扱うことに反対する国家も存在した。たとえばギリシャは、「核兵器の広汎な拡散の防止に関する協定は、全面軍縮措置の枠組の中でのみ考えられる<sup>(7)</sup>」と主張しているし、さらに米国も、一九五九年のアイスランド決議案に賛成しながらも、「その包括的な責任の枠内でのこの問題を検討するよう一〇カ国委員会に要請する手続を採択することは、この問題が個別的に検討され解決されることを決して意味しない<sup>(8)</sup>」と述べ、この時点ではまだ個別的な取り扱いに賛成していない。スウェーデン提案に関しても同様の強い主張が存在したのであり、たとえば米国は、「総会決議 1664 (XVII) で取り上げられている問

題は、完全な管理を伴う全面完全軍縮の文脈の中でのみ最終的に解決される」と述べ、英国も、「核兵器を配備しまたは核兵器の配備をその領域に認める政府の自由を制限することは、関連国家の安全を完全に保障する全面完全軍縮措置の一部を形成する場合においてのみ受け入れることができる」と述べる。<sup>(9)</sup><sup>(10)</sup>

核兵器拡散防止問題を全面軍縮あるいは一九五九年の国連総会決議で最終目標として確認された全面完全軍縮から切り離し、個別的部分的措置として優先的に検討しようとするこれらの提案は、全面軍縮交渉に進展が見られないこと、および核兵器拡散問題を放置すれば全面軍縮の交渉がさらに困難になるという判断に基づいている。これらの考えに対して、全面軍縮から切り離してそのような措置をとることは全体の軍事バランスを害するものであるから、分離すべきではないという若干の反対意見が存在した。しかし全面軍縮に固執している限り、厳しい国際環境にあって合意を得ることは極めて困難であるので、緊急で可能と考えられる個別的な措置から交渉を始めることは、現実的なアプローチであり、それがたとえ限られた成果しかもたない措置であっても、部分的に合意することは後の軍縮交渉の困難さを少しでも和らげるものであり、全面軍縮に向けての交渉にはずみを与える可能性もあると考えられる。

## (二) 核戦争勃発の危険の除去のため

これらの諸提案がこの時期に提出されたもう一つの要因は、一九五〇年代の後半にいたって核戦争の勃発という危険が特に核兵器拡散問題との関連で認識されてきたことである。ラバツキー自身も、「一般的な観点から見れば、ポーランド提案の基本的な目的はヨーロッパにおいてまたはヨーロッパのために核世界戦争が勃発する危険を除去するための最初の措置をとることであつた」と述べ、核戦争の勃発防止の最初の措置としての位置づけをその提案

に与えている。

またアイルランドは、核兵器の危険は核兵器保有国の数に比例して増加するのみならず、さらに等比級数的に増加するものであると主張すると共に、現在の核兵器は高度に発達した若干の国にあり、それらの国は核戦争により失うものは多いが得るものは少ないので核兵器の使用に関して深い責任感をもつのに対し、核兵器生産コストの漸進的な低下により、失うものをあまりもたない小国が所有するようになるかも知れないし、さらに革命集団の手に入る危険があり、小国または革命集団による核兵器の使用は簡単に世界戦争を引き起こすであろうことを指摘している。<sup>(12)</sup> 同様にビルマ代表も、核兵器拡散の危険として、正気な支配者は核兵器の使用を控えるだろうが、そうでない支配者の手に落ち入る国があることを経験が示していると述べ、さらに人間の失敗による偶発的な爆発の可能性に対する最終的な保証がないことに注意をひいている。<sup>(13)</sup>

スウェーデンもその提案に関して、「もっと包括的な軍縮協定が締結されるまで、核兵器の拡散を防止するための『非核クラブ』の創設のような措置がとられなければならない。……その実際の目的は、現在の核兵器国以外で戦争の危険を減らすことである」<sup>(14)</sup>と述べ、核戦争の危険防止を目的としていることを明らかにしている。

核兵器拡散防止問題の第二の位置づけは、上述のように、核戦争が勃発する危険を除去または防止しようとするところにある。根本的には核兵器国の数の増大と共に核戦争が勃発する危険が増大するという考えであり、これに対する若干の反論も見られるが、この危険は一般的に認識されており、核兵器拡散防止のための重要な要素となっている。しかしここで注意しなければならないのは、これらの議論は、すでに核兵器国である国家による核戦争の勃発の危険にはあまり言及しておらず、まだ核兵器を所有していない国家が核兵器を所有した場合に生じるかもしれない核戦争の勃発の危険を強調しており、核兵器国による核軍縮という観点が欠けていることである。

1959, p. 307.

(2) *Ibid.*, p. 309.

(3) A/C. 1/SR. 970, 31 October 1958, para. 48.

(4) A/C. 1/SR. 953, 17 October 1958, para. 3.

(5) A/C. 1/SR. 960, 23 October 1958, para. 26.

(6) A/C. 1/SR. 1203, 27 November 1961, para. 18.

(7) A/C. 1/SR. 1055, 16 November 1959, para. 18. 国際の取極めようとするヨーロッパの国際法 (A/C. 1/SR. 1055, 16 November 1959, para. 21) 参考。

(8) A/C. 1/SR. 1056, 16 November 1959, para. 28.

(9) DC/201 and Add. 1—3, pp. 101—102.

(10) DC/201 and Add. 1—3, p. 100; A/C. 1/SR. 1208, 30 November 1961, paras. 9 and 12. 国際の取極めようとするヨーロッパの国際法 (Ibid., p. 95.) 参考。トロンボの国際法 (A/C. 1/SR. 1209, 30 November 1961, para. 6.) 参考。

(11) Adam Rapacki, "The Polish Plan for a Nuclear-Free Zone Today," *International Affairs* (London), Vol. 39, No. 1, January 1963, p. 3. 国際の取極めようとする L. Erven, "The Rapatzky Plan," *Review of International Affairs* (Belgrade), Vol. IX, No. 187, January 16, 1958, p. 7. 参考。

(12) A/C. 1/SR. 953, 17 October 1958, para. 5.

(13) A/C. 1/SR. 960, 23 October 1958, para. 2.

(14) A/C. 1/SR. 1203, 27 November 1961, para. 18.

### 三 権利義務関係

これらの諸提案は、核兵器拡散防止措置として一つ概念の下でもちろんとらえることができるが、三つの提案、特に一方においてラパツキー案およびスウェーデン提案、他方においてアイルランド提案の内容は重要な点において異なっているので、個々の提案の権利義務関係を明確にすることが必要となる。

#### (一) ラパツキー案

ラパツキー案によれば、地帯に含まれる国家の義務は、核兵器および核運搬手段を製造しないことおよび取得しないこと、並びに他国によるそれらの配備を許可しないことである。さらにそれらの貯蔵および使用のための基地または施設の設置を許可しないことである。核兵器をもつ国の義務は、核兵器および核運搬手段を地帯内国家に移譲しないこと、並びにそれらを地帯内国家に配備しないこと、さらにそれらの貯蔵および使用のための基地または施設を設置しないことである。

ラパツキー案の第一の特徴は、規律の対象として核兵器のみならずその運搬手段およびそれらに関する基地や施設をも含んでいることである。したがって規律の対象は極めて広いものとなっている。<sup>(1)</sup> 第二の特徴は、核兵器および核兵器運搬手段その他の製造、取得、移譲、配備が禁止されていることであり、特に配備の禁止が重要であり、これが核兵器不拡散の概念と大きく異なる点である。したがってここで禁止される行為の範囲も広いものとなっている。第三の特徴は、核兵器をもつ国が地帯内国家に対して核兵器を使用しない義務、並びに地帯の地位を尊重す

る義務を引き受けることである。この義務も非核兵器地帯の法的概念には含まれるが核兵器不拡散の法的概念には含まれないものである。<sup>(2)</sup>

## (一) スウェーデン提案

スウェーデン提案は、核兵器を所有しない国が核兵器を製造せずまたその他の方法で取得しないこと、並びに将来において他国のためにその領域に核兵器を受領しないという義務を含むものである。この提案の第一の特徴は、基本的には非核兵器国の義務のみを規定していることであり、非核兵器国のみによる協定を予定していることである。しかし間接的には、「核兵器国はその協定を尊重し、その協定に反する措置をとらないよう期待されるし、非核兵器地帯を構成する国が核兵器国に対し、核兵器実験を停止しそれに関する協定を締結するよう要求することは正当であるし、さらに非核兵器地帯の創設を核実験停止の合意に条件づけるべきであると主張しうるし、最後に核兵器国は非核兵器地帯の構成国に対し核攻撃を行なわないうよう要請されることもある<sup>(3)</sup>」とスウェーデンが述べているように、非核兵器国のイニシアティブによる一定の措置をもって核兵器国に対する圧力にするというアプローチがとられている。

第二の特徴は、そこで禁止される行為として製造、取得および他国のためにその領域に核兵器を受け入れることが挙げられていることであり、製造、取得の禁止は核兵器不拡散に含まれる非核兵器国の義務と同じであり、第三の配備の禁止は非核兵器地帯の概念に特有のものである。しかしスウェーデン提案によれば、配備の禁止には「将来において」という限定があり、すでに非核兵器国に配備されている核兵器には影響を与えないことになっている<sup>(4)</sup>。この点に関し、ソ連代表は西ドイツを念頭におき、「私はなぜ前文第四項に『将来において』という用語が用

いられているのか不思議に思う。もしこの用語がそのままであるならば現在他国のためにその領域に核兵器をもっている国はどうして非核世界に所屬しうるのか」と述べ、この用語の削除を求めている。これに対しスウェーデンは、「この提案は二つのブロック間の力のバランスを変えるよう意図していない」と述べ、現状維持的なものであることを示している。したがってこのスウェーデン提案は、「パルツキー案の基礎にある諸原則が普遍的な基礎で適用されるべきことを提案している」と主張されているにもかかわらず、パルツキー第二次案では、第一段階で核兵器の凍結、第二段階では完全な非核化を予定しているので、この点において両提案は異なっている。この点に關しラパツキー自身も、「我々は非核兵器地帯がまだ核兵器の存在しない地域にのみあるいはまず創られるべきだという見解には合意できない。それらはたぶんまず第一に、核兵器がすでに存在する地域あるいは近い将来に存在するだろうと思われる地域において創られるべきである」と述べ、スウェーデン提案との区別を明確にしている。

第三の特徴は、このスウェーデン提案は規律の対象として核兵器のみを取り扱っており、その運搬手段その他には全くふれていないことである。

### (三) アイルランド提案

一九五八年のアイルランド決議案では権利義務の内容は具体的には規定されていないが、修正案ではまず核実験停止交渉に参加する国（米ソ英）は他の国に核兵器を供給しないこと、次に現在核兵器を生産していない国は核兵器を製造しないことが規定されている。またアイルランドの発言では、核兵器国による供給の禁止、並びに非核兵器国による製造、購入および所有の禁止としてとらえられており、「非核兵器国」による核兵器の製造を避けるために、「核兵器国」は他国に核兵器を移譲しないよう約束することが不可欠である」と述べているように、核兵

器国による核兵器の供給または移譲の禁止、並びに非核兵器国による核兵器の製造、購入、所有の禁止として理解されてきた。一九五九年の決議案は、核兵器を生産している国家は核兵器を所有してはならないかなる国家に対しても核兵器の管理を移譲せず、核兵器を所有していない国家は核兵器を製造しないという内容であった。

まず第一の特徴は、この提案は核兵器の配備の禁止を含んでいないことである。ブルガリアは、「この提案は検討中の問題のすべての側面に対処していない。これは、核兵器の管理が生産国の手にとどまる場合で核兵器を生産する国から同盟の領域への核兵器の移譲を取り扱っていない<sup>(11)</sup>」と非難し、チェコスロバキアも、核兵器の拡散から生じる危険を除去するためには、核兵器国は外国の領土に核兵器で装備された軍隊を駐留させてはならないと主張している<sup>(12)</sup>。ソ連および東欧諸国はこのように、核兵器拡散防止の概念の中に核兵器の配備の禁止をも含めるべきであると主張しており、アイルランド提案は不完全であると批判している。アイルランド外務大臣 Aiken はこれに対し、「アイルランドの提案は、核兵器国が管理を維持している限り核兵器国が同盟国の領土に核兵器を配備することを妨げない。このことは残念なことであるが、現在の不信の雰囲気においては必要なことと考えられる<sup>(13)</sup>」と述べ、核兵器の配備を禁止する意図のないことを明らかにしている。

第二の特徴は、移譲の禁止の対象が核兵器それ自体ではなく、「核兵器の管理」とされている点である。これは前述の配備の問題と深くかかわってくるものであり、この用語は西側諸国、特に米国の強い主張により用いられたものであり、その事情を Badar は、「一九五九年決議の用語は、拡散問題に関して発展しつつある米国の立場に合わせて考えられた。すなわちそれは新しい独立した核兵器国の出現を防止するが、米国が発射体系の「管理」を維持している限り、すでに存在している核兵器国に情報や兵器技術を提供する権利、並びにいかなる非核兵器国に対しても兵器および訓練を提供する権利を維持するという理論を支持する立場に合わせてつくられたのである<sup>(14)</sup>」と



説明し、Burns も、「米国が決議案に賛成できるように決議案の中に入れられたこの文言は、核兵器の使用の際の一定の共有のための同盟国との取決めを許すであろう。一般に米国は同盟国に対し運搬手段を貸与または売却することができるとは、核弾頭は米国の確固とした管理の下に維持されており、戦闘が始まりまたは差しせまるまでかつ米国が発射すると決定するまで発射されることはない」と述べている<sup>(15)</sup>。

第三の特徴は、ここで規律の対象となっているのは核兵器の管理であり、核運搬手段その他は全く含まれていないことである。

一九六〇年のアイルランド決議は、核兵器拡散防止の恒久的協定のための努力の要請とともにモラトリアムを要請するものであったが、権利義務関係についての新しい動きとしては、核兵器国に対し、核兵器を所有していない国に対して核兵器の管理を移譲しないことのほかに、新たに、「核兵器の製造に必要な情報を与えないこと」を要請している。また核兵器を所有していない国に対し、核兵器を製造しないことのほかに、「核兵器をその他の方法で取得しようと試みないこと」を要請している。これらは以前のアイルランド提案よりも禁止の範囲を若干拡大したものであり、ぬけ穴を残さないようにするためのものである。

アイルランドはその主張する核兵器拡散防止の概念を以下のように述べることによりさらに明確にしており、特にそこには核軍縮の問題および他国の領域に核兵器を配備する問題は含まれていないことを明らかにしている。

決議案は核兵器国の困難を考慮している。すなわち防衛は現在核兵器に依存しているという事実、査察と管理に関する絶対確実な方法は存在しないという事実、および秘密裡に取得された核兵器の貯蔵はその無責任な国家に世界を支配させる力を与えるという事実、これらの理由により、決議案は核兵器の即時の放棄または廃棄を要請してはいないし、核兵器がその国家の軍隊の所有または管理の下にある限り、将来の協定ができるまで、核兵器国が核兵器を保有することを禁止してはいない<sup>(16)</sup>。

一九六一年の決議においては核兵器不拡散の概念が固定してきたことを指摘できる。すなわち核兵器国は、核兵器を所有していない国に対して核兵器の管理を移譲せず、またその製造に必要な情報を与えないこと、並びに核兵器を所有していない国は核兵器を製造せず、その他の方法で核兵器の管理を取得しないこと、と規定されている。

これは、米国が一九六一年九月二五日に提出した「軍縮に関する宣言…平和な世界における全面完全軍縮のための米国のプログラム」(A/4891)がStage I, Section C (e)において、「核兵器を所有する国は、核兵器を所有しないいかなる国に対しても核兵器の管理を移譲してはならず、そのような国に核兵器の製造に必要な情報または物質を与えてはならない。核兵器を所有していない国は核兵器を製造してはならず、他国に属する核兵器の管理を取得しようとしてはならず、また核兵器の製造に必要な情報または物質を求めたり受領してはならない」と規定し、ソ連が一九六一年九月二六日に提出した「国際緊張を緩和し、国家間の信頼を強化し、全面完全軍縮に貢献する措置に関するソ連覚書」(A/4892)が、「核兵器国は他国に核兵器を与えないことを約束し、核兵器を所有していない国は核兵器を作らずまた核兵器国から核兵器を取得しないことを約束する協定を締結する可能性が現在存在するとソ連政府は考える」と述べていたことからも明らかのように、米ソ間におおよそその一致がすでに存在していたことにもよる。

このようにアイルランド提案は四年間にわたる議論の後全会一致で採択された総会決議1665 (XVII)により、その法的権利義務の内容を明確にし確立したものにした。第一に規律の対象は核兵器のみであり、核運搬手段などは取り扱わないこと、第二に核兵器の配備の問題は除外されること、第三に具体的な義務は「移譲」の禁止と「製造」「取得」の禁止であることである。その後交渉され採択される核兵器不拡散条約は、若干この定義と異なるものを含んでいるが、その基本的な権利義務関係はこのアイルランド提案に従ったものである。その意味で核兵器不

拡散の概念はこの決議により一般に承認され確立されたと言えよう。

#### (四) 検 証

軍縮交渉において、検証・査察の問題は、軍縮に関する権利義務関係と同様に重要な地位を占めてきたのであり、核兵器拡散防止問題に関しても検証・査察に関する議論を検討することが必要となる。

まずラパツキー案においては、地上および空中における厳格な国際的管理を予定し、それには適切な管理所の設置が含まれることになっていた。さらに提案されている義務の履行を監視するために特別管理機関の設置が予定されているが、その機関の構成、権限および作業手続は関連国家間の合意により決定されると規定し、管理および管理を適用するための措置についても非核兵器地帯設定の署名国が決定すると規定しており、詳細な内容は未定である。しかし Howard が、「管理は核兵器の貯蔵および配備のみならず、四カ国内における核兵器の製造にまで拡大するであろう」と述べているように、提案されている検証・査察の体制は極めて厳格なものであり、条約の遵守をあらゆる側面にわたって検証していくことが予定されていた。

他方、スウェーデン提案は検証・査察の問題に何ら言及していないが、提案がさらに具体的に進展すれば当然検証・査察も必要になったであろう。

アイルランド提案は一九五九年の決議において、「査察と検証に従った国際協定」に言及しており、それに関してアイルランドは、「この問題には二つの側面がある。すなわち核兵器国と考えられていない国による核兵器の秘密裡の生産および核兵器国による核兵器の秘密裡の移譲である。第一点に関しては、ある原子炉の生産全体が平和的に利用されるのを確保するための計量システムを設置することは比較的簡単で費用のかからない問題である。

……非核兵器国はその原子炉およびその領域の査察を受けなければならない」と述べ、第二点に関しては、「特に核兵器保有国の移譲禁止の義務は、それを個別におよび集合的に尊重することが『核兵器国』の利益であるので、その性質それ自体がその実効性の最もよい保証である」と主張して具体的措置は何も提案していない。しかしマラヤ連邦は、「核兵器の輸出および輸入を管理する問題が特に検討されなければならない。それは核兵器製造を管理することよりも困難であろう」と、この問題の重要性を指摘している。

Aiken も一九六一年の論文において、「小国が気付かずに核兵器を開発することはありえないだろうが、核兵器国がその同盟国に対して秘密裡に兵器を与えることはありうるだろう。それに対する査察と管理についての我々の考えによれば、いかなるそのような協定も本質的に自己強制的なものである。もし協定が達成されるなら核兵器を他国に移譲しないことが核兵器国の利益である」と述べ、移譲の禁止に関する義務の遵守は自己強制的であり、外部からの検証・査察を受けないことを主張している。これらの検証・査察に関するアイルランドの考えは、後の核兵器不拡散条約にもそのままの形で取り入れられ、「移譲」「受領」の禁止に関しては何らの検証・査察措置も規定されず、「製造」の禁止に関するのみ IAEA の保障措置を受け入れることになっている。

(1) 一九七〇年代における非核兵器地帯の議論では、その規律の対象は核兵器に限定され、「核兵器の完全な不存在」という形で理解されている。またラテンアメリカにおける非核兵器地帯の設置に関して、初期の議論では核運搬手段をもその規律の対象に含めていたが、採択された条約は核兵器のみを取り扱っている。

(2) ラパツキー案に示された非核兵器地帯の法的概念に関して、伝統的国際法における非軍事化 (demilitarization) の概念 *de facto* として考え (Jerzy Jodlowski, "Some Reflections on the Rapacki Plan", International Association of Democratic Lawyers, *Contribution to the Study of the Problems of Disarmament*, 1958, p. 80) も存在したが、多くの

- 学者はそれとは異なる新しい法的概念であると考えた (Alexander Bramson, "International Law and Denuclearization", *International Association of Democratic Lawyers, Contribution to the Study of the Problem of Disarmament*, 1958, p. 74 ; Milan Šahovič, "Rapacki Plan and International Law", *Review of International Affairs* (Belgrade), Vol. IX, No. 190, March 1, 1958, p. 8 ; Andrzej Skowronski, "Legal Problems Relating to Denuclearization in the Polish Plans For an Atom-Free Zone and For Freezing Nuclear Armaments in Central Europe", *Polish Yearbook of International Law*, Vol. I, 1966/67, pp.45—64.)<sup>9</sup>
- (3) DC/201 and Add. 1—3. p. 93.
- (4) この考えは、一九七八年の第一回国連軍縮特別総会以降、連が主張している「現在核兵器の存在していない国家の領域に核兵器を配備しないこと」という核兵器不配備の概念と似ているが同じではない。
- (5) A/C. 1/SR. 1208, 30 November 1961, para. 15.
- (6) A/C. 1/SR. 1203, 27 November 1961, para. 18.
- (7) A/C. 1/SR. 1196, 17 November 1961, para. 2.
- (8) Adam Rapacki, "Disarmament—The Polish Point of View", *Foreign Affairs Reports* (India), Vol. XII, No. 2, February 1963, p. 13.
- (9) A/PV. 751, 19 September 1958, paras. 81—84.
- (10) A/C. 1/SR. 970, 31 October 1958, para. 52.
- (11) A/C. 1/SR. 1056, 16 November 1959, para. 21.
- (12) A/C. 1/SR. 1056, 16 November 1959, para. 5.
- (13) Frank Aiken, "Can We Limit the Nuclear Club?", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. XVIII, No. 7, September

1961, p. 265.

- (14) William B. Bader, *The United States and the Spread of Nuclear Weapons*, 1968, p. 41.
- (15) E. L. M. Burns, "Can the Spread of Nuclear Weapons Be Stopped?", *International Organization*, Vol. XIX, No. 4, Autumn 1965, p. 858.
- (16) A/C.1/SR. 1120, 1 December 1960, para. 10.
- (17) *Documents on Disarmament 1961*, p. 478.
- (18) *Documents on Disarmament 1961*, p. 501.
- (19) Michael Howard, "Limited Armament Zone in Europe", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. XVIII, No. 2, February 1962, p. 10.
- (20) A/C.1/SR. 1054, 13 November 1959, paras. 10—11.
- (21) A/C.1/SR. 970, 31 October 1958, para. 51.
- (22) A/C.1/SR. 1055, 16 November 1959, para. 10.
- (23) Frank Aiken, *Ibid.*, p. 264.

#### 四 核兵器国対非核兵器国——義務のバランス

核兵器拡散防止の概念は、すべての国に同一の義務を課すものではなく、基本的には核兵器国と非核兵器国を分離しそれぞれに異なった義務を課すものであるから、それぞれの国家群の間の義務のバランスが問題となる。

まずラパツキー案の場合、地帯内の非核兵器国は核兵器その他を製造しない義務、取得しない義務さらに配備を

許可しない義務を引き受ける。他方核兵器国は核兵器その他を移譲しない義務、配備しない義務を負い、さらに地帯内国家に対して核兵器を使用しない義務を負う。このように全体としてみた場合、核軍縮を含まない点は問題として残されているが、配備の禁止および核兵器使用の禁止を含んでおり、両者の実質的な義務はかなりフランスがとれていると考えられる。Vesaもこの点に関して、「すでにこの最初の具体的な提案が、地帯内国家と地帯外国家のためのバランスのとれた権利義務のむしろ念入りな体系を規定していたのは注目に値する」と述べている。同様にスウェーデン提案の場合も、非核兵器国が一定の義務——核兵器の製造、取得、配備の許可の禁止——を引き受けることにより「非核クラブ」を形成し、核兵器国に対しその協定の尊重を要請するものである。さらに非核兵器国による協定をテコとして、核兵器国に対し核兵器実験停止協定の締結を要求し、協定に参加する非核兵器国に対して核兵器を使用しないよう要請していこうとするものである。

他方、アイルランド提案の場合、権利義務の内容は非核兵器国による核兵器の製造、取得の禁止および核兵器国による核兵器の移譲の禁止であるので、実質的な義務はすべて非核兵器国に対するものであり両者間の義務のバランスはあまり確保されていないと考えられる。たとえばアルゼンチンは、「アイルランド修正案の採択は、二、三の国のみが核兵器を保有しているという事実から生じる不平等な状況に法的な承認を与えることを意味する。その効果は小国と大国との間に越えられぬ隔たりを作ることである」と非難しているし、また当時まだ核兵器を所有していなかったフランスも、「他国が核兵器の貯蔵を増大し、その結果戦争の危険を増大し続けている限り、フランスは『核兵器国』の数からしめ出されることを認めるわけにはいかない」と述べている。ギリシャは、「もし核兵器国が他国に核兵器を移譲しないことに合意し、後者は核兵器を製造しないことに合意するならば、その効果は現在の事実上の独占を法上の独占へと変形することである。非核兵器国はそのような不平等な状況を受け入れること

はできない」と主張し、インドも、「インドは決議案が核兵器を製造しないように非核兵器国に対して課している禁止を完全に支持するけれども、そのことにより国連が、現在の核兵器国には核兵器の継続した製造あるいは保持を承認することを望まない」と述べ、核兵器国の核軍備に言及している。このようにアイルランド提案に対しては、その当初から、義務の負担が一方的であること、および核兵器国と非核兵器国間の不平等を助長するという批判が非核兵器国の方から出されていた。

アイルランド提案は核兵器に関して「持てる国」と「持たざる国」をうちたて、そのことにより国家の主権平等という原則を害し、「持たざる国」の威信を低下させるといふ批判に対し、アイルランドは、「まず核兵器を供給せず、製造、受領しないという決定は自主的なものであって当該国の基本権を害するものではないこと、さらに核兵器を生産する能力があるにもかかわらず生産しない国の側における慎重な選択によって、国家の威信は傷つけられることはないだろう」と反論し、Aiken 自身も、「もちろんすべての国は核兵器を製造し、取得する権利をもつ。しかし他国も同様にすることを確保するためにそのような破壊力に対する権利を自主的に差し控える国は、文明の破壊という危険を増大させることになるよりも自国の重大な利益によりよく役立つように思える」と述べ、非核兵器国相互における平等や威信の問題には答えているが、核兵器国と非核兵器国の関係にかかわるより重大な問題には直接答えていない。ただ核軍縮に関連して、アイルランドは、「五カ国決議案に賛成することは、大国が無期限に核兵器を所有すべきであるという考えを受諾することを意味しない。この決議案の採択は、核兵器の廃棄に関する協定を容易にするであろう最初の措置とみなされるべきである」と述べ、長期的には核軍縮を念頭に置いてい

ることを明らかにしているが、直接的には核軍縮の問題を取り扱っていない。

これらの点、すなわち非核兵器国と核兵器国の義務に関しておよび核軍縮に関して、米国は一九六〇年の総会に



おいて以下のような重要な発言をしている。

もし核兵器国がその核兵器の増強を停止するという責任を受諾することを拒否し、そしてそれらの廃棄のプロセスを始めることを拒否するならば、核兵器国は非核兵器国がその防衛のために必要と信じている兵器を彼らに無期限に否定するようなことは期待できない。<sup>(9)</sup>

核兵器国によるこのような発言も存在するが、アイルランド提案に具体化されている権利義務の内容は、一方的に非核兵器国に義務を負わせるものである。核兵器不拡散の概念は、核兵器の配備の禁止という非核兵器地帯に特有の義務を含んでいないのみならず、核兵器の使用禁止および核軍縮——特に核軍備競争の停止——に関して何らの義務をも核兵器国に課していないものであって、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスが保たれているとは言い難い。他方、ラパツキー案およびスウェーデン提案は、核兵器の配備を禁止しており、核兵器の使用禁止の義務を核兵器国に課そうとするものであり、スウェーデン提案の場合はさらに核実験停止のような核軍縮の措置を核兵器国に強く求めていくものであった。したがってラパツキー案およびスウェーデン提案の場合は、アイルランド提案と比較すれば、よりバランスがとれているものであると考えられる。

(1) Unto Vesa, 'Nuclear-Weapon-Free Zones As a Non-Proliferation Measure', in *International Dilemma and Disarmament: A Collection of Articles by Finnish and Soviet Scholars*, 1977, p. 71.

(2) A/C.1/SR. 957, 21 October 1958, para. 27.

(3) A/C.1/SR. 964, 27 October 1958, para. 17.

(4) A/C.1/SR. 1055, 16 November 1959, para. 18.

(5) A/C.1/SR. 1055, 16 November 1959, para. 7.

- (6) A/C. 1/SR. 953, 17 October 1958, para. 6.  
 (7) Frank Aiken, "Can We Limit the Nuclear Club?", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. XVIII, No. 7, September 1961, p. 265.  
 (8) A/C. 1/SR. 1135, 19 December 1960, para. 40.  
 (9) A/C. 1/SR. 1135, 19 December 1960, para. 30.

## 五 核兵器国対非核兵器国 —— イニシアティヴの問題

核兵器拡散防止に関するこれらの提案が、ポーランド、アイルランド、スウェーデンという非核兵器国により主張されたという事実は、Epsteinも、「一九五〇年代の終りおよび一九六〇年代の初めに、核兵器拡散防止のためのイニシアティヴが、核兵器の実験の増加と拡散をおそれ核軍備競争の停止を欲する小国である『第三世界』の国から主としてでてきたことは驚くべきことである」と述べているように、極めて重要なことである。軍事大国のイニシアティヴによるのではなく、軍事的にはそれほど重要でない諸国が核兵器拡散の危険を世界中に認識させたこと、核兵器に関する重要な副次的軍縮措置が非核兵器国のイニシアティヴで導入されたことはそれ自体高く評価されるべきことであるし、それはまた、核軍縮の問題はもはや核兵器国だけの関心事ではなく、世界中のすべての国に関わる問題であることを明確に示している。

まずラバツキー案の場合は、ソ連からの強い支持があるとしても、提案それ自体は非核兵器国であるポーランドのイニシアティヴであると共に、実際の行動もポーランド、チェコスロバキア、東ドイツ、西ドイツという非核兵

器国により開始され、まずこれらの国が一定の義務を引き受け、その義務の遵守を核兵器国の側からも確保するために核兵器国も一定の義務を引き受ける。これは同一の行動をそれぞれの側から規律するものである。ラバツキ案のもう一つの特徴は、非核兵器国のイニシアティブによる行動の開始とそれに対応する核兵器国の行動に基づき、さらに核兵器国に対して核兵器使用禁止の義務を引き受けるよう要請していくことである。

同様にスウェーデン提案の場合も、提案のイニシアティブも、行動のイニシアティブも非核兵器国にあり、非核兵器国が一定の義務を引き受けることにより「非核クラブ」を形成し、非核兵器国が団結して核兵器国に圧力をかけ、核兵器実験停止などの核兵器国の軍縮交渉を非核兵器国のイニシアティブにより推進させようとするものであり、また核兵器使用禁止の義務を引き出すものでもあった。これらに関して、共同提案国であるエチオピアは、「決議案の目的は、核兵器の広汎な拡散を防止する際の非核兵器国の責任を明確にすることである」と述べているし、同様に共同提案国であるオーストリアも、「核兵器を所有していない国が、核兵器実験および核兵器拡散防止のための措置の準備と履行に重要な役割を果たすことができる」との確信を表明し、特に非核兵器国の役割とイニシアティブを強調している。

アイルランド提案は非核兵器国のイニシアティブによるものであり、一九五八年から一九六〇年にかけては、核兵器国および非核兵器国の双方に対して核兵器拡散防止のための措置をとるよう呼びかけており、一九六〇年には両グループの国家にモラトリアムを要請している。この時期にインドネシアは非核兵器国のイニシアティブを強調し、以下のように述べている。

現在の核兵器国による核兵器のその管理の下への移譲の受け入れを拒否するための積極的な措置をとることは、非核兵器国の能力内のことである。非核兵器国はこの問題の決定に関しては最終的な権限をもっているものであり、彼らが自己否定という必要

な行為をとれば核兵器の拡散に固有な危険は自動的に排除されるであろう。したがって軍縮の他の側面とは異なり、核兵器拡散に関する問題においては、核兵器を所有していない諸国家が積極的な貢献をなさう。<sup>(4)</sup>

核および熱核兵器の広汎な拡散の、査察と管理に従った防止のための国際協定の問題を審議し草案を作成するために、非核兵器国よりなる委員会を設置する時期である。……というは、核兵器の広汎な拡散の防止は究極的には非核兵器国に依存しているからである。<sup>(5)</sup>

このような非核兵器国の主張にもかかわらず、一九六一年に全会一致で採択された総会議決 1665 (XVII) は、核兵器拡散防止のための国際協定の締結を確保するよう要請しているが、その要請は、すべての国、特に現在核兵器を所有している国に対して行なわれている。これは一九六〇年に米国が、「五カ国決議案に関して米国が感じている懸念の一つの理由は、それが核兵器国の中心的な責任を認めていないことである」<sup>(6)</sup>と主張したことに応えたものであり、一九六一年に至り核兵器拡散防止のための国際協定作成のイニシアティブは核兵器国の方に移されてしまった。これに関してアイルランドは、「アイルランド代表はその立場を以前の会議で述べてきた。従ってアイルランド決議の第一項で要請されている協定を、核兵器国にとって最も適当と思える方法で、即時に交渉を始めるよう核兵器国に訴えることのみを主張する。その方法の一つとしては、核兵器国からの専門家からなる小さな委員会を設置し、まずそれぞれ自国の政府に提出するための協定草案を作成することである。核兵器国によりその協定が署名された時に、それは国連による承認のためおよび非核兵器国による加入のために提出される」<sup>(7)</sup>と述べ、さらに「近く行なわれる核兵器国間の交渉が、ここでの議論と同様に短くそして全会一致のものであることを希望する」<sup>(8)</sup>と述べており、実際の交渉を全面的に核兵器国に任せ非核兵器国は後に加入するだけという様式を主張している。同様に英国も、「決議案の効果は、戦争と平和の問題を決定する権限をより強く核兵器国の手に集中させることで

あり、その結果核兵器国の平和維持の責任を増加させるものである<sup>(9)</sup>と説明している。このように、一九六一年の決議により条約交渉のイニシアティブは核兵器国に移されてしまったため、後の核兵器不拡散条約の交渉は米ソ等核兵器国のイニシアティブを待たねばならず、交渉も当然米ソ主導型となるのである。

ラパツキー案、スウェーデン提案およびアイルランド提案はそれぞれ非核兵器国の考えによりそのイニシアティブの下に提出されたものであるという点において同様であるが、実際の行動に関するイニシアティブはラパツキー案およびスウェーデン提案の場合は非核兵器国にあるのに対して、アイルランド提案の場合は交渉の段階から核兵器国のイニシアティブに移されてしまったという大きな相違点が存在している。核兵器拡散防止の問題は主として非核兵器国の行動の自由の制限にかかわるものであり、主要な義務は非核兵器国に課せられるものであるから、実際の行動すなわち協定の作成に関しても非核兵器国がもっと強力なイニシアティブをとることができたし、またとるべきであったと考えられる。Halperinもこれに関し、「これは、非核兵器国が極めて重要な協定の署名に向けてイニシアティブをとることのできる状況である。すなわちジュネーブ会議の非核兵器国は、彼らは核兵器を製造せず、その政治的管理の下に取得しないことに合意する条約を交渉し署名することができるであろう<sup>(10)</sup>」と、非核兵器国のイニシアティブを強く要請している。

このイニシアティブの問題は、前節の「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」にも深く関連してくるのであって、協定交渉を核兵器国に主として任せてしまうか、あるいは非核兵器国のイニシアティブで行なうかにより、協定の内容である権利義務関係にも当然大きな影響が生じていたであろうと考えられる。

(1) William Epstein, *The Last Chance: Nuclear Proliferation and Arms Control*, 1976, p. 64.

(2) A/C. I/SR. 1207, 29 November 1961, para. 25.

- (3) A/C.1/SR. 1197, 20 November 1961, para. 27.
- (4) A/C.1/SR. 1055, 16 November 1959, para. 12.
- (5) A/C.1/SR. 1120, 1 December 1960, para. 16.
- (6) A/C.1/SR. 1135, 19 December 1960, para. 30.
- (7) A/C.1/SR. 1208, 30 November 1961, para. 28.
- (8) A/C.1/SR. 1209, 30 November 1961, para. 11.
- (9) A/C.1/SR. 1209, 30 November 1961, para. 1.
- (10) Morton H. Halperin, "A Way to Stop the Spread of Nuclear Weapons", *War/Peace Report*, Vol. 4, No. 8, August 1964, p. 11.

## お　す　び

現代軍縮国際法の中心的な法的枠組は核兵器不拡散条約体制であり、本稿の目的であるその体制の起源は、一九五〇年代の終りから一九六〇年代の初めにかけての核兵器拡散防止をめぐる議論の中に見い出される。この時期において、ラバツキー案、アイルランド提案およびスウェーデン提案が提出され議論された。それぞれの提案はいずれも核兵器の拡散防止をめざすものであったが、そのアプローチはそれぞれ異なっていた。この三つの提案は、核兵器拡散防止の措置を個別的措置として優先的に取り扱うべきであるという点において一致しており、またその位置づけにおいても、全面軍縮交渉に全く進展が見られないことおよび核兵器国の増加は後の全面軍縮交渉をさらに

困難にするであろうという認識、並びに核兵器国の増加とともに核戦争勃発の危険も増大するであろうという認識において共通していた。

しかし具体的な権利義務関係に関しては、特に核兵器拡散防止の問題は核兵器国と非核兵器国を分離しそれぞれに異なった義務を課すものであるので、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスの問題に関しては、一方においてラパツキー案とスウェーデン提案、他方においてアイルランド提案の間には大きな差異があった。後者においては、義務の中心は核兵器国による核兵器の「移譲」の禁止、並びに非核兵器国による核兵器の「製造」および「取得」の禁止であり、実質的にはすべて非核兵器国に課せられるものであった。他方、前者においては、アイルランド提案に含まれる義務のほかに、核兵器の「配備」の禁止が明確に含まれていたし、核兵器使用禁止および核軍縮に関する一定の措置も予定されていた。このことにより、アイルランド提案にくらべて、ラパツキー案およびスウェーデン提案の方が義務のバランスという点から考えた場合により秀れていたように思われる。

もう一つの大きな差異はイニシアティヴに関するものである。多くの学者が指摘しているように、核兵器拡散防止の問題は本質的には非核兵器国の問題である。したがって三つの提案とも非核兵器国のイニシアティヴにより提出されたのであり、ラパツキー案およびスウェーデン提案は実際の行動に関しても非核兵器国のイニシアティヴを主張し、それに基づいて核兵器国に対し核兵器使用禁止あるいは核軍縮をせまっていこうとするものであったのに対し、アイルランド提案の場合には、本来的には非核兵器国の問題である核兵器拡散防止に関する国際協定締結のための交渉のイニシアティヴを核兵器国に任せてしまっている。

具体的にはこの二点で大きな差異が認められるが、Myrdal は、アイルランド提案とスウェーデン提案に関して、「これら二つの提案は、政治哲学においてより深い差異を示している。アイルランド提案は、核兵器は国家の

資産となりうるがより広い国際的利益のために、新参国によってのみであるが、強制的に放棄されなければならないという概念に基づいている。……スウェーデン提案は、核兵器は国家の安全保障、特に小国の安全保障を高めることはできないという考えに基づいている。必然的に小さくて弱い核軍備を持つことにより、その国は自国に対する核攻撃を招く危険をおかすことになる。国家の自己の利益は国際的安全保障と同一視される<sup>(1)</sup>と述べ、核兵器に対する両提案の考え方の相違を指摘している。この指摘は、ある措置が国際政治における核兵器の価値を高めるかどうかという問題であり、核兵器拡散防止の措置として、ラパツキー案およびスウェーデン提案は国際政治における核兵器の価値を低下させそのことにより核軍縮を容易にしようという考えにそっているのに対し、アイルランド提案の場合には、核兵器の国際政治での有用性を強調しつつ、それにもかかわらずそれを非核兵器国には放棄させようという考えによるものであることを示している。

核兵器拡散防止問題に関する初期の議論においてはそれほど積極的でなかった米ソ等核兵器国は、一九六一年のアイルランド決議ではその交渉の責任を核兵器国に集中させ、この問題に積極的に取り組む姿勢を見せるのであるが、このことは、Buchan が、「核兵器の拡散およびその禁止または管理に関する審議は、軍備管理についての以前の議論よりはるかに広い範囲において、世界における権威、威信および力の将来の構造に関する議論であった<sup>(2)</sup>」と述べているように、核兵器拡散防止問題が将来の国際社会の構造に関する問題と深くかかわっていることを示している。すなわち、米ソの核軍備はまだ均衡をとるには至っていないとしても、両国の核軍備は極めて強大であり、新しい核兵器国の出現を防止することによって、核軍備に基づく力を背景とした国際秩序を形成していくことに関して米ソ間に利害の一致が見られたのであった。特に一九六一年のアイルランド決議が全会一致で採択されることにより、将来の核兵器不拡散条約の内容と交渉の手續が決定されたのであるが、そこでは内容においても交



渉の手續においても核兵器国に極めて有利なものとなっている。

このように、現代軍縮国際法の中心概念である核兵器不拡散条約体制の起源において、アイルランド決議を中心とする核兵器不拡散の概念が採用され、交渉も核兵器国のイニシアティブによって行なわれることになった。このことは後に形成される核兵器不拡散条約の内容に関して極めて大きなインパクトをもつものであり、このアイルランド決議によって後に採択される核兵器不拡散条約の基本的概念は決定されたのであり、これが核兵器不拡散条約体制の主流をなすようになるのである。他方、ラバツキー案およびスウェーデン提案にそつた考えは、非核兵器地帯の概念として核兵器不拡散条約体制の傍流として、後のラテンアメリカ核兵器禁止条約およびさまざまな地域における非核兵器地帯の設置提案へと引き継がれていくのである。

- (一) Alva Myrdal, *The Game of Disarmament: How the United States and Russia Run the Arms Race*, 1976, pp. 166—167; Alva Myrdal, "The High Price of Nuclear Arms Monopoly," *Foreign Policy*, No. 18, Spring 1975, pp. 33—34.

- (二) Alastair Buchan (ed.), *A World of Nuclear Powers?*, 1966, p. 4.

(一九八二・二二・六)

This is the first of a series of articles on non-proliferation of nuclear weapons. The research was conducted at the University of Virginia School of Law between 1980 and 1982. I want to express my appreciation to the Fulbright Commission, the University of Virginia School of Law, Professor John Norton Moore, the adviser of my research efforts, and the librarians and secretaries at the University of Virginia who put up with my countless questions and requests.

Mitsuru Kurosawa